

第37号議案

愛南町公共事業分担金徴収条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町公共事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

愛南町公共事業分担金徴収条例(平成18年愛南町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表町営浄化槽整備推進事業の項備考の欄中「2戸以上5戸以下」を「計画処理対象人員100人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月11日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

愛南町営浄化槽整備推進条例の一部改正によるため。

愛南町公共事業分担金徴収条例 新旧対照表

現 行			改 正 案				
本則 略 別表(第2条、第3条関係)			本則 略 別表(第2条、第3条関係)				
事業区分	分担割合		備考	事業区分	分担割合		備考
	国・県 補助事 業	町単独 事業			国・県 補助事 業	町単独 事業	
略			略				
町営浄化槽整備推進 事業		町長が 特定事 業者と の間で 定める 浄化槽 買取金 額の年 度目標 の下限 値以 上、年 度目標 基数の 90%ま での場 合の単 価の 100分 の10	<u>2戸以上5 戸以下</u> が共同 で使用する 浄化槽に係 る分担金の 額は、設置 の状況を勘 案して町長 が別に定め る。	町営浄化槽整備推進 事業		町長が 特定事 業者と の間で 定める 浄化槽 買取金 額の年 度目標 の下限 値以 上、年 度目標 基数の 90%ま での場 合の単 価の 100分 の10	<u>計画処理対 象人員100人 以内</u> が共同 で使用する 浄化槽に係 る分担金の 額は、設置 の状況を勘 案して町長 が別に定め る。
略			略				